# ムーンショット型研究開発事業 新たな目標検討のためのビジョン公募

# 2020年度 公募要領

# 公募期間

2020年9月8日(火)~11月10日(火)正午



挑戦的研究開発プログラム部 2020 年 9 月

# 目次

第	0	章	応募・	参画を検討されている方々へ5
	0.1	JST	理事長	からのメッセージ5
	0.2	ビ	ジョナリ	Jーリーダーからのメッセージ5
第	1	章	調査研	 
	1.1	٢	ムーンミ	ショット型研究開発事業 新たな目標検討のためのビジョン公募」について6
	1.2	持續	続可能な	よ開発目標(SDGs)の達成に向けた貢献について9
	1.3	ダー	イバーミ	シティの推進について10
	1.4	公	正な研究	咒活動を目指して11
	1.5	オ-	ープンフ	7クセスおよびデータマネジメントプランについて12
第	2	章	公募・	選考13
				13
	2.2	公	募期間·	・選考スケジュール14
	2.3	調	查研究其	月間14
	2.4	調	查研究費	复14
	2.5	採	沢予定説	果題数14
	2.6	応	募要件.	15
	2	.6.1	. 提案者	首の要件15
	2	.6.2	2 チーム	」 体制の要件15
	2	.6.3	3 所属機	
	2.7	応	募方法 .	16
	2.8	選	考方法.	16
	2	.8.1	選考の	D流れ16
	2	.8.2	2 利益相	] 見反マネジメントの実施17
	2.9	選	考の観点	₹18
第	3	章	採択後	その調査研究の実施等について20
	3.2	委	托研究基	2的

3.3 調査研究費	20
3.3.1 調査研究費(直接経費)	20
3.3.2 間接経費	21
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について	21
3.4 調査研究期間終了後に求める成果	22
3.5 評価	23
3.6 チームリーダー・サブリーダー及びチームメンバーの責務等	24
3.7 研究機関等の責務等	24
3.8 その他留意事項	26
3.8.1 JREC-IN Portal のご利用について	26
第 4 章 応募に際しての注意事項	28
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	28
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	29
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	
4.4 不正使用及び不正受給への対応	32
4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	
4.6 関係法令等に違反した場合の措置	34
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	
4.8 繰越について	35
4.9 府省共通経費取扱区分表について	35
4.10 費目間流用について	35
4.11 年度末までの研究期間の確保について	35
4.12 研究設備・機器の共用促進について	35
4.13 博士課程(後期)学生の処遇の改善について	37
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	38
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等につい	いて39
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	39
4.17 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	39
4.18 社会との対話・協働の推進について	41
4.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	41
4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について	42

	4.21 競争的研究費改革について	42
	4.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について	43
	4.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	44
	4.24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	47
	4.25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	47
	4.26 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	48
	4.27 研究者情報の researchmap への登録について	48
	4.28 JST からの特許出願について	48
<u>-</u>	第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について	. 49
	5.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について	49
	5.2 e-Rad を利用した応募方法	
		49
	5.3 その他	

## 第0章 応募・参画を検討されている方々へ

#### 0.1 JST 理事長からのメッセージ

#### 日本を変える、世界を変える、あなたが変える!

2020 年初めから世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、我々人類の健康や生命を脅かすのみならず、政治、経済から日々の生活まで社会のあらゆる側面に影響を及ぼしており、現在もその終息に向けて、世界各国が総力を挙げて様々な取り組みを進めています。

この感染症拡大は、人類に多くの問いを投げかけるきっかけとなりました。感染拡大の抑制と経済活動をいかに両立させるか。新しい生活様式が提唱される中、我々の働き方、学び方、日々の生活をどのように変容・順応させるか。不確実性の高まる世界において、レジリエントで持続可能な社会をいかに構築するか。ニューノーマル時代において、我々は自身のウェルビーイングをいかに獲得していくか。

これらの問いに答えを見出すためには、医学の発展は勿論、社会学、政治学、法学、経済学、心理学、哲学、未来学など、人類の営みを根本から見直すための様々な知見を結集することが鍵になるのではないでしょうか。つまり、今我々がもつ既成概念、社会価値に今一度疑問を呈し、我々が真に望む理想の未来社会を実現するためには、論理と感性を共に満たす思考が必要とされているのだと思います。

そして、その未来を担うのは他ならぬ若い世代のみなさんです。この地球規模の危機を契機に、 我々が真に望む社会にするためのアイデアを、多面的・多角的な視点から、若い世代のみなさんに 考えていただきたいのです。

あなた自身がどんな 2050 年にしたいのか、あなたの頭と手で提案を作ってください。このプログラムを通じて、理想の未来への先導者となってください。情熱を持った若手のみなさまからのご応募を心からお待ちしています。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濵口 道成

#### 0.2 ビジョナリーリーダーからのメッセージ

総括: 渡辺 捷昭 (前 トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長)

副総括: 足立 正之 (株式会社堀場製作所 代表取締役社長)

天野 浩 (名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授)

久能 祐子 (S&R 財団理事長 (米国)、Halcyon 共同創設者兼理事 (米国)、

京都大学理事(非常勤))

メッセージ: https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html

### 第1章 調査研究提案公募に当たって

#### 1.1 「ムーンショット型研究開発事業 新たな目標検討のためのビジョン公募」について

ムーンショット型研究開発制度は、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発(ムーンショット)を、司令塔たる総合科学技術・イノベーション会議(以下、CSTI)の下、関係省庁が一体となって推進する制度です。この制度において、令和2年1月にCSTIにて、「Human Well-being」(人々の幸福)を目指し、その基盤となる社会・環境・経済の諸課題を解決すべく、6つのムーンショット目標(以下、MS目標)が決定されました。さらに同年7月には、健康・医療戦略推進本部にて、健康医療分野における新たなMS目標「2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステイナブルな医療・介護システムを実現」が決定されました。

一方で、我が国は新型コロナウイルス感染症の拡大に直面し、今後の社会が急速かつ著しく変容していくことが想定されます。ポスト・コロナ時代における社会像を明確化し、目まぐるしく変化する経済社会情勢に対応すべく、既に決定されたこれら7つのMS目標\*1と重複しない、分野・領域の壁を越えた新たなMS目標がCSTIにて検討されることとなりました。そのためには、今後の時代を担う若手人材による柔軟かつ自由なアイデアや、国内外の多様な知見の取り入れが特に重要であると考えられています。そこで、本公募では、ポスト・コロナ時代に求められる社会像のビジョンや研究開発の切り口を有する、新たなMS目標を策定するため、若手人材からのアイデアとそれを検討する目標検討チームをJSTが広く募ります。採択されたチームは、若手人材であるチームリーダー及びサブリーダーを中心に、研究者のみならず、異業種、異分野等、ダイバーシティに富んだ人材で構成され、相互触発により提案時のアイデアを深化するための調査研究を実施します。目標検討チームは必要に応じてメンバーの追加や再編成を柔軟に行いつつ調査研究活動を推進し、提案するアイデアの妥当性や、関連する国内外の研究開発状況を把握し、目標の達成に向けたシナリオ等をまとめた「調査報告書\*2」等を作成します。

調査研究の遂行にあたっては、今後のポスト・コロナ時代において顕在化するであろう国内外の多様かつ複雑な社会的課題を先見し、その解決に資する研究開発の在り方や解決までのシナリオなどについて、他の目標検討チームとの意見交換や協働等のチーム横断的連携を図り、また、国際的な意見交換の場を設ける等、幅広いステークホルダーとの対話に努めると共に、必要に応じて JST が委嘱した外部有識者であるアドバイザー等の助言を受けながら、提案内容の精緻化を行っていただきます。JST は、チームリーダーが所属する、日本国内で法人格を有する機関(以下、研究機関と称す)と委託研究契約を締結(ただし、リーダーの所属機関が海外等速やかな契約締結が困難な

場合は、サブリーダーの所属する国内研究機関と契約締結とする)し、調査研究に係る費用を支援するとともに、チーム横断的なイベントを設ける等の支援を行います。

なお、調査研究終了後、JST は各調査研究課題の成果の中から、新たな MS 目標として相応しい ものを MS 目標案として数件選考します。更に、CSTI は、JST の選考結果及び MS 目標策定の観点 \*3を踏まえ、選考された MS 目標案から、優先して取り組むべき、新たな MS 目標を決定します。

決定された MS 目標については、既に決定された MS 目標と同様に、その目標に向けた研究開発を遂行するための研究開発プロジェクトを公募する予定です。この際、当該 MS 目標策定に貢献した目標検討チームにおけるチームリーダー等の若手人材が、その MS 目標の下で公募・採択される研究開発プロジェクトに参画いただくことを期待いたします。

#### \*1 7つの MS 目標

- 2050 年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現 https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub1.html
- 2050 年までに、超早期に疾患の予測・予防をすることができる社会を実現 https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub2.html
- 3. 2050 年までに、AI とロボットの共進化により、自ら学習・行動し人と共生するロボットを実現 https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub3.html
- 4. 2050 年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現 https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub4.html
- 5. 2050 年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出 https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub5.html
- 6. 2050 年までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータを実現 https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub6.html
- 7. 2040 年までに、主要な疾患を予防・克服し 100 歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステイナブルな医療・介護システムを実現

https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub7.html

\*2 既存の MS 目標については、その検討段階で作成され、2019 年に開催されたムーンショット国際シンポジウムで議論された内容を Initiative Report (IR) としてまとめ、以下の通り公表しています(目標 7 を除く)。本調査研究で求める成果物である「調査報告書」に おいても、IR に準ずるものを作成していただきます。詳しくは、「3.4 調査研究期間中に求める成果」をご覧ください。

MS 目標 1:https://www.jst.go.jp/moonshot/sympo/sympo2019/report/initiative-report\_wg1.pdf
MS 目標 2:https://www.jst.go.jp/moonshot/sympo/sympo2019/report/initiative-report\_wg2.pdf
MS 目標 3:https://www.jst.go.jp/moonshot/sympo/sympo2019/report/initiative-report\_wg3.pdf
MS 目標 4:https://www.jst.go.jp/moonshot/sympo/sympo2019/report/initiative-report\_wg4.pdf
MS 目標 5:https://www.jst.go.jp/moonshot/sympo/sympo2019/report/initiative-report\_wg5.pdf
MS 目標 6:https://www.jst.go.jp/moonshot/sympo/sympo2019/report/initiative-report\_wg6.pdf

\*3 MS目標策定の考え方・基準は以下の3つです。

#### (1) Inspiring

- ・目的や緊要性が明確に理解されるもの
- ・困難だが、実現すれば将来の産業・社会に大きなインパクトが期待されるもの

- ・多くの国民や海外と価値観を共有できるものであること
- ・我が国の国益や産業競争力の確保に向け、科学者の英知を結集して行うことができるもの

#### (2) Imaginative

- ・未来の社会システムの変革をも目指すものであること
- ・多くの国民が、テクノロジーが切り拓く未来の可能性を明確にイメージできるもの

#### (3) Credible

- ・ 野心的であるが、科学的に実現可能性を語り得るもの(実現可能性のある技術的なアイデアが複数存在すること)
- ・達成状況が検証可能なものであること
- ・既存の関連する戦略や施策の方向性と整合的であり、それらの成果も統合的に活用できること
  - ※ 目標策定に当たっては、望ましい未来社会の実現を目指し、テクノロジーやサイエンスをどのように活用し、人々の幸福や豊かな 生活を実現していくか、といった考え方(ヒューマン・セントリック)を基本とする。

#### 1.2 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた貢献について

#### JST は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献します!

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ブダペスト宣言<sup>※</sup>)の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思います。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濵口 道成

- ※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。
- ○持続可能な開発目標(SDGs)と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。
  - (和文) https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html
  - (英文) https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html

# SUSTAINABLE GALS





































#### 1.3 ダイバーシティの推進について

#### JST はダイバーシティを推進しています!

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ(多様性)」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標(SDGs)においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濵口 道成

#### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

#### 1.4 公正な研究活動を目指して

#### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

- 1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
- 2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。

- 3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
- 4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学 文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いし ます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濵口 道成

#### 1.5 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱い関する JST の基本方針 https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline\_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映(改正)を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.18 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照ください。

### 第2章 公募・選考

#### 2.1 公募対象

これまで MS 目標については、CSTI 及び健康・医療戦略推進本部にて検討・決定がなされ、計7つが策定されました。それらに基づき、プロジェクトマネージャー(以下、PM)の公募・採択が順次進められています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、今後の社会経済の姿が大きく変容することも想定され、我が国の将来像や、それに向けた野心的な研究開発の在り方についても、再考が求められています。ムーンショット型研究開発制度においても「社会環境の変化や科学技術の進展等に応じ、必要と認められる場合は、技術的な実現性に関する評価を行い、国内外の見解を聴取した上で、CSTI は MS 目標の追加・変更等を行う」とされており、新型コロナウイルス感染症受けた経済社会情勢の変化も踏まえ、既定目標に新たに加える意義の大きい MS 目標について、CSTI にて検討されることとなりました。

この検討を進めるにあたっては、実際にポスト・コロナ時代を担う若手人材の柔軟な着想や、 国内外の多様な視点、知見の取り入れが重要と考えられ、今回 JST が「新たな目標検討のため のビジョン公募」として、若手人材からのアイデアを公募・採択し、そのアイデアを深化・精 緻化させるための調査研究を支援することとなりました。

そこで、JST は今後の時代を担う若手人材を中心に構築される目標検討チームによる、新たな MS 目標に繋がりうるアイデアとそれを検討する調査研究の提案を広く公募します。ただし、これまで策定された 7 つの MS 目標の内容と重複する提案は、公募の対象外とします。

なお、チーム構成として以下の要件を満たすこととします。

- 分野横断的視点を持つチームリーダー及びサブリーダーを主軸に、複数人のチームメンバーによってチームが構成されていること。
- ・ ダイバーシティに富んだ人材で構成され、相互触発によりアイデアを深められるチーム であること。大学・研究機関に所属する研究者だけではなく、企業(ベンチャー・スタートアップ企業含む)・非営利法人等、様々な業種の機関に所属し、多様な専門分野を有する方々で構成されること。また、国内・海外の人材バランスやジェンダーバランスに 配慮したチーム構成とすること。
- ・ チームリーダー、サブリーダー、チームメンバーはいずれも若手人材(特に、チームリーダー、サブリーダーは 20 歳代から 40 歳代)を想定するが、年齢にかかわらず、次世代を担い得る柔軟な着想を持つ人材で構成されていること。なおチームメンバーには、

中高生の参画も可とする。

- チームリーダー、サブリーダーのいずれかは、日本国内の研究機関に所属していること。チームメンバーの所属機関の所在国は問わない。
- ・ チームメンバーは、単にアドバイスを行うのではなく、当事者として、調査報告書の作成に積極的に関与する者であること。

#### 2.2 公募期間・選考スケジュール

公募開始	令和2年9月8日(火)	
公募受付締切 (e-Rad による受付期限日時)	令和 2 年 1 1月 10 日(火)正午〈厳守〉	
書類選考期間	11月中旬~11月下旬	
面接選考会への出席要請 (書類審査合格者のみ)	1 1月下旬	
面接選考会期間	12月初旬~12月中旬	
選考結果の通知・発表 (通知は提案者全員)	1月初旬~中旬	
調査研究期間	令和3年1月~6月(6ヵ月)	

※ 上記日程は、今後変更となる場合があります。最新の情報は、事業ウェブサイトhttps://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html をご参照ください。

#### 2.3 調査研究期間

6カ月程度(2021年1月~6月)

#### 2.4 調査研究費

1 提案あたり 500 万円程度/実施期間 (直接経費) を目安 (間接経費は別途措置。)

#### 2.5 採択予定課題数

20 件程度を予定

#### 2.6 応募要件

#### 2.6.1 提案者の要件

提案は、チームリーダー及びサブリーダーの連名とします。チームリーダー、サブリーダーのいずれか一方(日本の研究機関に所属している方)が府省共通研究開発システム(e-Rad)を通じて応募いただきます。

チームリーダー、サブリーダーは 20 歳代~40 歳代の若手人材を想定しますが、次世代を 担い得る柔軟な着想を持つ方であれば、年齢、専門分野、国籍、性別、所属機関の属性等は 問いません。

なお、採択後のチームリーダー及びサブリーダーの変更は原則、不可とします。

また、ムーンショット型研究開発事業において、JST が担当するムーンショット目標の PM 候補として応募された方(応募締切:令和2年6月2日、現在選考中)が、本件に応募する ことも可能です。ただし、応募された調査研究課題において、チームリーダー又はサブリー ダーとして参画する方が PM に採択された場合、本公募における提案は審査の対象外とします。

#### 2.6.2 チーム体制の要件

目標検討チームは、チームリーダー及びサブリーダーを主軸に、複数名のチームメンバー で構成されていることを要件とします。なお、調査研究開始後、必要に応じて柔軟にメンバーの追加や再編成等をする事も可能です。

チームメンバーも若手人材を想定しますが、チームリーダー、サブリーダー同様に、次世 代を担い得る柔軟な着想を持つ方であれば、年齢、専門分野、国籍、性別、所属機関の属性 等は問いません。また、メンバーの所属機関の所在国も問いません。

チームメンバーは単にアドバイスを行うのではなく、当事者として調査報告書の作成等に 積極的に関与する方としてください。学生、生徒等の若手人材、海外からの参画も歓迎いた します。

以上を踏まえ、目標検討チームは、大学等の研究者のみならず、業種、分野、性別、国籍等を問わず、多様な価値観、視点、知見をもつ、ダイバーシティに富んだ人材で構成されており、相互触発によりアイデアを深められるチームであることとします。

#### 2.6.3 所属機関の要件

チームリーダー、又はサブリーダーの所属機関の属性・業種等は問いませんが、いずれか 一方の所属機関は、必ず、日本国内で法人格を有する研究機関であることを要件とします。

原則として、JST はチームリーダーが所属する機関と調査研究を実施するための委託研究 契約を締結しますが、チームリーダーの所属機関が海外機関である等速やかな契約締結が困 難な場合には、サブリーダーの所属する機関と委託研究契約を締結します。

#### 2.7 応募方法

事業ウェブサイト (<a href="https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html">https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html</a>) から「(様式) 提案書【新たな目標検討のためのビジョン公募】」をダウンロードし、各様式に青字で注釈・例示された記入要領に従って提案書を作成の上、府省共通研究開発システム (e-Rad) より応募をしてください。

なお、応募にあたっては、以下にご注意ください。

- 応募時には青字の注釈・例示は全て削除してください。
- 日本国内の研究機関に所属するチームリーダーもしくはサブリーダー、本人が応募をしてください。
- ・ 提案書類作成にあたっては、様式を踏まえて簡潔かつ要領良く作成してください。
- 提案書には下中央に通し頁番号を付けてください。
- ・ 提案書類は、PDF 形式に変換の上、提出してください。PDF への変換は印刷物をスキャナー等で取り込むのではなく、WORD 等アプリケーションから直接 PDF 形式へ変換処理をしてください。その際、PDF ファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定は行わないでください。

その他、e-Rad による応募方法の詳細については、「第5章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご参照ください。

#### 2.8 選考方法

#### 2.8.1 選考の流れ

応募された調査研究提案について、書類及び面接による審査を行います。審査の過程において、応募内容等について個別に問い合わせを行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、応募内容と利害関係を有する者は、当該提案の審査を担当 しません。また、審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関 係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないことが義 務づけられています。

#### 書類審査

ビジョナリーリーダー等により書類審査を実施し、面接審査の対象とする提案を選定します。

#### 面接審査

ビジョナリーリーダー等により面接審査を実施します。面接審査の日程、実施要領等はあらためて面接対象者にお知らせいたします。

#### 調査研究課題の決定

書類審査及び面接審査の評価を踏まえ、JST が調査研究課題を決定します。

※なお、新型コロナウイルス感染症による状況に鑑み、選考方法を一部変更する場合がございます。その際は、事業ウェブサイトなどで速やかに告知させていただきます。

https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html

#### 2.8.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相 反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、チームリーダー・サブリーダーに関して、下記 に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. チームリーダー・サブリーダーと親族関係にある者。
- b. チームリーダー・サブリーダーと大学、国立研究開発法人等の研究機関において 同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. チームリーダー・サブリーダーと緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに

属していると考えられる者)

- d. チームリーダー・サブリーダーと密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. チームリーダー・サブリーダーの研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場 において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

#### (2) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業(以下「出資先企業」といいます。)を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反(組織としての利益相反)に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、 合理性、妥当性等について JST の評価委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書の【様式 6】特記事項 にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

#### 2.9 選考の観点

選考は、主に以下の観点に基づき総合的に実施します。

- (1) 調査研究の対象となる目標候補案の重要性
  - ① 実現したい 2050 年の社会像を描こうとする気概がみられるか
    - 1 現在の社会をいかに洞察し、どのような未来像を予測するか。
    - 2 実現したい 2050 年の社会像はどのようなものか。
    - 3 目標候補案によって、いかにして理想の2050年の社会像を実現するか。
  - ② 提案する目標候補案は Inspiring か
    - 1 目的や緊要性が明確に理解できるか。
    - 2 実現すれば将来の産業・社会に大きなインパクトを与えることが期待できるか。
    - 3 多くの国民や海外と価値観を共有できるものか。

- 4 我が国の国益や産業競争力の確保に向け、科学者の英知を結集して行う事ができるものか。
- ③ 提案する目標候補案は Imaginative か
  - 1 未来の社会システムの変革をも目指すものか。
  - 2 目指している未来の可能性は、多くの国民に明確にイメージできるものか。

#### (2) 調査研究方法の適切性

- ① 目標達成に向けた取り組みの波及効果に関する調査方法
  - 1 取り組みの必要性や、期待される波及効果を、どのように検証するか。
- ② 必要となる研究開発戦略や目標達成シナリオに関する調査方法
  - 1 2050年の目標候補案からバックキャストした 2030年時点での具体的な達成目標をどのようにして明らかにするか。
  - 2 2030 年時点での達成目標に向けて重点的に取り組むべき研究開発テーマや、それにかかる研究開発動向について、どのような調査を経て明らかにするか。
  - 3 本調査を通じて定める 2030 年時点での目標達成後、2050 年におけるムーンショット目標達成に至るまでのシナリオを、どのような調査を行うことで明らかにしようとしているか。
  - 4 国際ワークショップ等、世界中から英知を結集して様々なアイデアの融合を図る場を設けるにあたっては、どのような形式で、どのような方々を対象として意見交換を進めるか。
  - 5 提案する目標案の科学的な実現可能性、検証可能な達成基準をどのようにして本調査で明らかにするか。
  - 6 調査結果を踏まえて調査報告書を作成するにあたって、どのようなまとめ方を行い、ムーンショット目標の決定に向けて訴求力のあるものにするか。

### 第3章 採択後の調査研究の実施等について

#### 3.1 調査研究計画の作成

提案された調査研究計画を基に、審査過程で受けた指摘や、採択後の有識者からの助言等を 踏まえ、計画の見直しを行ってください。

#### 3.2 委託研究契約

- a. 調査研究課題の採択後、JST は原則としてチームリーダーが所属する研究機関との間で委託研究契約を締結しますが、チームリーダーの所属機関が海外機関である等速やかな契約締結が困難な場合には、サブリーダーの所属する機関と委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では調査研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.7 研究機関の責務等」(25 ページ〜)をご参照ください。
- c. 調査研究プロセスで生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化 法第 17 条 (日本版バイ・ドール条項) に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

#### 3.3 調査研究費

JST は委託研究契約に基づき、調査研究費 (直接経費) に間接経費 (原則、直接経費の 30%) を加え、委託研究費として提案者が所属する研究機関に支払います。

本調査研究費は、当該調査研究実施に係る費用に使途を限定します。採択後、委託研究費内 訳について JST と調整をしていただく可能性がある旨、あらかじめご了承ください。

#### 3.3.1 調査研究費(直接経費)

調査研究費(直接経費)とは、調査研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費:調査研究に必要な備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅費: 本調査研究に係る旅費、及び調査研究に協力する外部有識者等に係る旅費
- c. 人件費・謝金:本調査研究参画者の人件費、人材派遣、調査研究に協力する外部有識者等 への謝金等の経費

- d. その他: ワークショップ等開催経費、調査研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト 経費)等
- ※ 「研究力向上改革 2019」(平成 31 年4月 23日)、「統合イノベーション戦略 2019」 (令和元年6月21日)、及び「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日)で示された方針を受け、競争的研究費の直接経費による研究代表者の人件費 (PI人件費) や、バイアウト経費の支出が可能となりました。必要な要件や手続き等の詳細は後日掲載する以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html

- (注)調査研究費(直接経費)として支出できない経費の例
- 調査研究目的に合致しないもの
- 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの (※)
- ※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html

#### 3.3.2 間接経費

間接経費とは、調査研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として調査研究費(直接経費)の30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年7月18日改正)に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

#### 3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の 観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年 度契約としています(なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なる他、研究 機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります)。

#### 3.4 調査研究期間終了後に求める成果

目標検討チームは調査研究を実施した後、調査研究終了時点で目標の達成に向けたシナリオ 等をまとめた調査報告書等を提出いただきます。

- ▶ 調査報告書については、JSTのウェブサイトにて公開します。
- ▶ 原則として以下の章立てに沿って作成してください。
  - I. Concept of MS Goal candidate
    - MS Goal Candidate, based on the team's hypothesis of the Post COVID-19 society (目標検討チームが考えるポスト・コロナ社会の仮説、及びそれに 基づく MS 目標候補案)
    - 2. Target (当該 MS 目標の達成基準。2050 年に何が実現しているか)
    - 3. Concept (当該 MS 目標を設定した理由及び、目標達成の社会的意義)
    - 4. Action Outline (当該 MS 目標の達成に向けた取り組み概要)
    - 5. Why now? (当該 MS 目標の達成に向けた取り組みが、今必要である理由)
    - 6. Changes in industry and society (当該目標達成によりもたらされる、産業・社会構造の変化)

#### II. STATISTICAL ANALYSIS

- 1 Structuring of MS Goal Candidate (当該 MS 目標を達成するために必要な技術グループ及びその要素)
- 2 Science and Technology Map (当該 MS 目標を達成するために取り組むべき科学技術の俯瞰)
- 3 Strengths of Japan, Overseas trends (当該目標に関連する科学技術の国際動向及び日本の強み)
- 4 Further Estimation (目標達成に向けた取組みの結果、2030 年までに達成すると考えられること)

#### III. SCENARIO FOR REALIZATION

- 1. Realization of Goals (2030 年・2040 年・2050 年のそれぞれにおいて、どのような技術課題を克服することで何を達成し、どのような波及効果がもたらされるか。)
- 2. International Collaboration (目標達成に向けた国際連携の在り方)
- 3. Interdisciplinary Cooperation(目標達成に向けた分野を越えた連携の在り

方)

4. ELSI(目標達成に向けた取り組むうえでの倫理・法的・社会的課題及びその解決 策)

#### IV. CONCLUSION (結論)

#### 3.5 評価

調査研究終了後、JST は各目標検討チームがその成果として作成した「調査報告書」等を基 に、以下の基準の観点から、新たな MS 目標として相応しいものを MS 目標案として数件選考 します。

作成された「調査報告書」において、MS 目標(超高齢化社会や地球温暖化問題など重要な社会課題に対し、人々を魅了する野心的な目標)の要素である以下の"Inspiring", "Imaginative", "Credible"の各要素について、調査研究を経て十分な深化、精緻化がなされたか。

#### [Inspiring]

- ・ 目的や緊要性が明確に理解されるもの
- ・ 困難だが、実現すれば将来の産業・社会に大きなインパクトが期待されるもの
- ・ 多くの国民や海外と価値観を共有できるものであること
- ・ 我が国の国益や産業競争力の確保に向け、科学者の英知を結集して行うことができるもの [Imaginative]
- 未来の社会システムの変革をも目指すものであること
- ・ 多くの国民が、テクノロジーが切り拓く未来の可能性を明確にイメージできるもの 「Credible ]
- ・ 野心的であるが、科学的に実現可能性を語り得るもの(実現可能性のある技術的なアイデア が複数存在すること)
- ・ 達成状況が検証可能なものであること
- ・ 既存の関連する戦略や施策の方向性と整合的であり、それらの成果も統合的に活用できる こと

その後、CSTI は、JST が選考した MS 目標案から、優先して取り組むべき MS 目標を決定します。決定された MS 目標に基づき、他の MS 目標と同様し、PD の任命、PM の公募・採択を行い、研究開発が実施されることを想定しています。この際、当該 MS 目標策定に貢献した目標

検討チームにおけるチームリーダー等の若手人材が、その MS 目標の下で公募・採択される研究開発プロジェクトに参画いただくことを期待いたします。

#### 3.6 チームリーダー・サブリーダー及びチームメンバーの責務等

チームリーダー・サブリーダー及びチームメンバーは、JST の委託研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識の上、公正かつ効率的に執行する責務があります。

チームリーダー・サブリーダーは、調査研究を進める上でチームのマネジメントを行うと共 に、国際ワークショップ等の開催を通じて、幅広いステークホルダーとの対話に努める等、調査 研究プロセスの推進全般についてリーダーシップを発揮する必要があります。

#### 3.7 研究機関等の責務等

調査研究を実施する機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、調査研究の実施を予定している研究機関から事前承諾を確実に得てください。

なお本事業では、海外機関に所属するチームメンバーの参画は可としますが、JST はチーム リーダーが所属する日本国内の研究機関のみと委託研究契約を締結(ただし、リーダーの所属 機関が海外等速やかな契約締結が困難な場合は、サブリーダーの所属する国内研究機関と契約 締結とする)し、調査研究費も当該研究機関にて執行していただきます。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。
  - ※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。 https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html
- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19年2月15日文部科学大臣決定/平成26年2月18日改正)」に基づき、研究機関の責任 において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める 必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を 定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があ

ります。(「4.18(1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 に基づく体制整備について」)。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「4.19(1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」)。

https://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- q. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研 究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事

項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- 1. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

#### 3.8 その他留意事項

3.8.1 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <a href="https://jrecin.jst.go.jp/">https://jrecin.jst.go.jp/</a>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求 人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を 利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材(ポストドクター、研究者等)をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、 researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

# 第4章 応募に際しての注意事項

#### 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

提案者(チームリーダーもしくはサブリーダー)は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)~(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」(49ページ)をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

- (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)
  - a. 過去に JST の事業等において eAPRIN(旧 CITI)を修了している場合

    JST の事業等において、eAPRIN(旧 CITI)を応募申請時点で修了している場合は、eRad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。
  - b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN(旧 CITI)ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html

下記 URL より受講をしてください。

https://edu2.aprin.or.jp/ard/

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに

受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号(数字 7 桁+ARD)を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口 国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail: rcr-kousyu@jst.go.jp

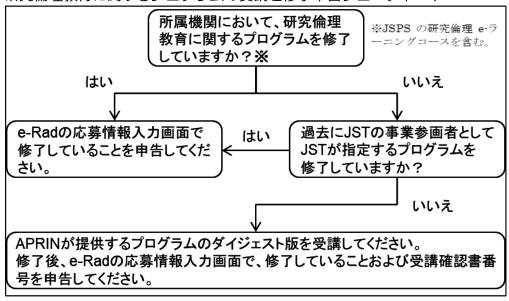
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 挑戦的研究開発プログラム部

E-mail: moonshot-koubo@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

### 研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN(旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN(旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN(旧 CITI)の単元を修了している場合を除きます)。

#### 4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

本公募において、一人の提案者が複数の提案を行うことはできません。

また、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金及び提案公募型研究資金(以下「競争的資金等」といいます。)が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」といいます。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的 資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」といいます。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施 に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏

れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

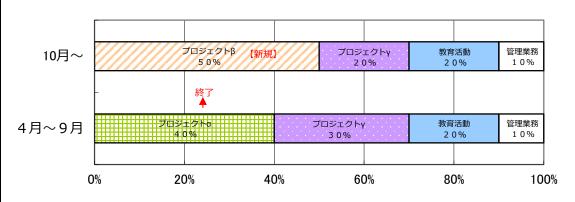
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### エフォートの考え方

#### エフォートの定義について

- ○第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- ○研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に 必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- ○なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にか かる時間が含まれることに注意が必要です。
- ○したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例:年度途中にプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間 の配分状況 (この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施)



ロプロジェクト $\alpha$  ロプロジェクト $\beta$  □プロジェクト $\gamma$  □教育活動 □管理業務

○このケースでは、9 月末でプロジェクトαが終了(配分率 40%)するとともに、10 月から新たにプロジェクトβが開始(配分率 50%)されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、 平成 29 年 6 月 22 日改正)

#### ○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業) 内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を 含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等 におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### 4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした 場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

#### 4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」といいます。)については以下のとおり厳格に対応します。

#### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

#### (i)契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部 の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

#### (ii) 申請及び参加<sup>※1</sup> 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者\*2 に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新

たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者		不正使用の程度	応募制限期間※3
	1 個人の利益を得るための私的流		10年
不正使用を行った研究者及び	2 1以 外	①社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	
それに共謀した研究者 ※ 1		② ①及び③以外のもの	2~4年
		③ 社会への影響が小さく、行 為の悪質性も低いと判断され るもの	
偽りその他不正な手段により			
競争的資金等を受給した研究			5年
者及びそれに共謀した研究者			
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者			善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限2年、下限1年
<b>※</b> 2			

以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合
- ※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

#### (iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要(事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

#### 4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等<sup>\*</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和 2 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。 なお、令和元年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/

#### 4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### 4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日ま

でに JST に報告が必要となります (複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。

#### 4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に 関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了 することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

#### 4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に 基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を 参照してください。

https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html

#### 4.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

#### 4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

- (1)研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することと し、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2)会計実績報告書の提出期限を8月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を8月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていること を踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

#### 4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6

月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会) においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下「機器共用システム」といいます。)を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日文部科学省)や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究 所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)
   <u>https://www.mext.go.jp/component/b\_menu/shingi/toushin/\_\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\_01\_1.pdf</u>
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 競争的資金における使用ルール等の統一について(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的研究費 に関する関係府省連絡会申し合わせ)

# https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\_siyouruuru.pdf

○ 「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」(令和2年3月31日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)

https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt\_sinkou02-100001873-01.pdf

「大学連携研究設備ネットワーク事業」

https://chem-eqnet.ims.ac.jp/

○ 「新たな共用システム導入支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo\_brochure2019.pdf

## 4.13 博士課程(後期)学生の処遇の改善について

第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人におけるTA(ティーチング・アシスタント)やRA(リサーチ・アシスタント)等としての博士課程(後期)学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標として、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

この他、「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ~社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策~」(審議まとめ)(平成 31 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会) や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においても、競争的資金や企業との共同研究等を含め多様な財源を活用した支援が必要であるとされ、博士課程(後期)学生のRAへの積極雇用や処遇の充実やTAの充実、研究時間確保に向けた取組としてもTAの積極的な導入による教員の授業負担の軽減が求められています。

また、博士課程(後期)学生がRA等として業務の補助を行う場合は、その補助業務に対して適正な対価を支払う必要があると考えられます。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程(後期)学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準については生活費相当額とすることを目指しつつ、業務の

性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程(後期)学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・生活費相当額の給与水準として、年額では 180~240 万円程度、月額では 15~20 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。その際、業務の性質や内容を踏まえつつ、時間単位に基づく支払い以外にも月単位や年単位に基づく支払いを行うことも考えられます。
  - ※ 生活費相当額の給与水準(年額 180~240 万円程度)について

第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額 180 万円が想定されていることと、優秀な博士(後期)課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)の支給額を参考とし、生活に必要となる額の範囲の目安として年額 180 万~240 万円としています。

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程(後期)学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

## 4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日文部科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン〜教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて〜」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5〜10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、

寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

#### 4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳細は後日掲載する以下のURLにて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html

#### 4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

## 4.17 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」といいます。) に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ·経済産業省:安全保障貿易管理(全般) https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- 経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブックhttps://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター http://www.cistec.or.jp/index.html
- 経済産業省:安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
   https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\_j
   ishukanri03.pdf

#### 4.18 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成 22 年 6 月 19 日科学技術 政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

- (参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)
  https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\_honbun.pdf
- (参考)「第 5 期科学技術基本計画」 https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf

#### 4.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)(<a href="https://biosciencedbc.jp/">https://biosciencedbc.jp/</a>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベー	https://integbio.jp
		スカタログ	/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わる データの複製物、又は構築した公開用 データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive. biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベ ース	https://humandbs. biosciencedbc.jp/

## <問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話:03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

#### 4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「【Moonshot R&D - MILLENNIA Program】 Grant Number 【10】桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の【10】桁の体系的番号は、【JPMJ+MS+課題番号 4桁】です。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

#### 【英文】

This work was supported by JST [Moonshot R&D – MILLENNIA Program] Grant Number [JPMJMSxxxx].

#### 【和文】

本研究は、JST【ムーンショット型研究開発事業 新たな目標検討のためのビジョン公募】【JPMJMSxxxx】の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

#### 4.21 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合

パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

## 4.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について

(1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備 について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日改正)<sup>※1</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」 (以下「チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から 文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別 途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受けない機関に ついても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。 https://www.mext.go.jp/a\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※ なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への 研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係 る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

また、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、 本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行ってい ただくようお願いいたします。

## 4.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定) \*1を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況 について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法 人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご 覧ください。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※ なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e - Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

## (i)契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

#### (ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。) の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的 資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間 <sup>※</sup>
特定不正 行為に関 与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	ス合立体の	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年	
		のと同等の責任を 負うと認定された	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
		上記以外の著者		2~3年
	3.1.及び2.を除く特定不正行為に関与した者			2~3年
特定不正行為に関与していないものの、特定 不正行為のあった研究に係る論文等の責任を 負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれ らの者と同等の責任を負うと認定された者)			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年

<sup>※</sup> 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

## (iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要(研究者 氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST に おいて原則公表することとします。また、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不 正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、 配分機関が行った措置等)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を 公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

#### 4.24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

#### 4.25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

#### 4.26 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

## 4.27 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<a href="https://researchmap.jp/">https://researchmap.jp/</a>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも 有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお 願いします。

#### 4.28 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JSTがそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

# 第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法 等について

## 5.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る 一連のプロセス(応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)を オンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

#### 5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。 応募の流れについては、以下を参照してください。

#### (1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

#### ①研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト (以下「ポータルサイト」といいます。) から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

## ②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務 分担者用マニュアルを参照してください。

#### (2) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニ

#### ュアルを参照してください。

#### <注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。
  - アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、3MB 以内を目途とし、最大容量は10MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に事業担当(moonshot-koubo@jst.go.jp) へ問い合わせてください。
- ②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Radには、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。
- ② 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。 提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、事業担当(moonshot-koubo@jst.go.jp)まで連絡してください。

## (3) その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要 領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでくださ い。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

#### 5.3 その他

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<a href="https://www.e-rad.go.jp/">https://www.e-rad.go.jp/</a>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

## (2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関

## する問合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合	JST 挑戦的研究開発	くお問い合わせはかならず電子メールでお願い
わせ及び応募書類の	プログラム部	します(お急ぎの場合を除きます)>
作成・提出に関する手		E-mail: moonshot-koubo@jst.go.jp
続き等に関する問合		電話番号: 03-5214-8419
わせ		受付時間:10:00~17:00
		※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
		[電話でご質問いただいた場合でも、電子メール
		での対応をお願いすることがあります]
e-Rad の操作方法に	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル)
関する問合わせ		9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年
		始を除く

○本公募ウェブサイト: https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202009/index.html

○ポータルサイト: https://www.e-rad.go.jp/

## (3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。